

巻き上げ機の特別教育を実施 ～農機担当者26名が受講～

J A全農かながわは、7月16日、巻き上げ機（ウインチ）の運転業務に就くために必要な「特別教育」を実施した。クボタアグリサービス(株)東京サービス技術部から講師を招き、県内5 J Aの農機担当者13名を含む農機担当者26名が、巻き上げ機の構造や安全運転について、座学と実技をとおし学んだ。

農機担当者に求められる資格は、国家資格の「農業機械整備技能士」、全農の定める「農業機械技術指導士」をはじめ、20以上ある。中でも労働安全衛生法により、事業主が労働者の労災防止措置を

講ずるため取得を促進するよう義務づけられた資格は数多く、「技能講習」「特別教育」の受講により資格を取得させる事が求められている。今回の「巻き上げ機運転業務」特別教育もそのひとつ。巻き上げ機は、エンジンのかからなくなったトラクターを運搬用トラックへ載せる際の引っ張り作業に欠かせない。参加した J A農機担当者のひとは「作業中に事故が起きた時に、資格の有無が問われてくる。前回二人、今回二人が当 J Aから参加した。次回も未受講者が来れば、全員が『巻き上げ機』の資格を取得できる。会場が全農かながわであれば参加しやすいので、今後も計画的に受講したい」と話した。

J A全農かながわ農機・自動車課が、県下 J A農機担当部署を対象に行った資格取得状況調査の結果から、「(県内など) 近場で希望の特別教育が開講されない」という理由から、資格取得が進まない状況が判明した。「特別教育」はインストラクターを講師として招き、定められた時間数の座学と実技を受



巻き上げ機（ウインチ）の安全な操作方法を実技で学ぶ受講者ら

講し条件を満たすことで成立する。農機課では今後も「特別教育」の開講を企画している。

農機・自動車課の佐藤課長は「農機担当者の業務上の事故を未然に防ぐためにも、知識や技術の習得が必要だ。農機は全般的に大型化、多種多様化しており、農機担当者に求められる知識量は増加している。各 J Aで農機担当者の資格取得状況を把握し、担当者に未取得の資格がある場合にはその解消に向け、積極的に資格取得のための措置を検討して欲しい」と呼びかけている。



「特別教育」の受講が労災事故の防止につながる